

議 事

○**柏木座長** それでは、予定の時刻となりましたので、日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議、第3回会議を始めます。

本日の議事に入ります前に、事務局から発言方法についての説明、前回の会議から構成員の異動がありましたので、新たに構成員に就任された方の御紹介及び資料の確認をお願いいたします。

○**小林参事官** 今回から本会議の庶務を担当する法務省大臣官房司法法制部参事官の小林と申します。よろしくお願いいたします。

まず初めに、本日の発言方法について説明いたします。御発言をされる際には、挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。挙手ボタンが使えないときには、画面上で見えるように手を挙げていただきますようお願いいたします。

なお、本日は在日米国商工会議所副会頭のエリック・セドラック様が所用により御欠席されているほか、内閣官房内閣審議官木村様が所用により御欠席のため、同参事官補佐の工藤様に代理で御出席いただいております。

また、これから紹介いたします新たな構成員となられた方のうち、外務省国際法局長鯉様も所用により御欠席のため、同局国際裁判対策室長、長沼様が代理で出席しております。

続きまして、新たに本会議の構成員になられた皆様のお名前を読み上げさせていただきます。

一般社団法人日本経済団体連合会経済法規委員会企画部会長、大内政太様、欧州ビジネス協会法律サービス委員会委員、山田香織様、国際商取引学会会長、中村進様、日本弁護士連合会会長、小林元治様、内閣府対日直接投資推進室長、永井克郎様、内閣府知的財産戦略推進事務局次長、澤川和宏様、外務省国際法局長、鯉博行様、最後に、法務省大臣官房司法法制部長、竹内努でございます。

構成員の御紹介は以上でございます。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本会議の座長代理の選任に移りたいと思います。

座長代理は、本会議において急遽座長が欠けた場合に、事務的に座長に代わって会議の進行役を行う立場であり、座長の指名及び皆様の承認を得て選任しております。

第1回会議において、当時、経団連の経済法規委員会企画部会長でありました佐久間委員が座長代理に指名されておりましたが、この度佐久間委員が退任されましたので、改めて座長代理を選任していただきたいと存じます。

柏木座長、よろしくお願いいたします。

○**柏木座長** 座長代理には、ダニエル・フット委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(一同異議なし)

○**小林参事官** それでは、皆様から御承認をいただきましたので、座長から御指名のありましたダニエル・フット委員に座長代理をお願いすることとさせていただきます。次に、本日の配布資料について御説明いたします。皆様には事前に資料1から資料4までを送付しております。また、構成員の異動を反映しました本会議の設置紙を含む参考資料を1から4

まで送付しております。不足等がありましたら、また事務局まで御連絡いただければと思います。

では、以後の議事進行は柏木座長にお願いいたします。

○柏木座長 それでは、議事に入ります。

お手元の議事次第を御覧ください。本日は、議事次第の「2 法令外国語訳整備の現状、『民間構成員からの重点要望事項（2020年度）』に対する対応状況等について」、及び「3 機械翻訳（AI 翻訳）について」に関して、それぞれ報告を受けた後、これらの内容を踏まえ、民間構成員の皆様から御意見をいただきたいと考えております。

また、本日は東芝デジタルソリューションズ株式会社 ICTソリューション事業部官公営業第二部部长、西本俊之様にお越しいただいており、機械翻訳の現状・展望について御講演いただきます。

それでは、法令外国語訳整備の現状、「民間構成員からの重点要望事項（2020年度）」に対する対応状況等について、事務局から説明をお願いいたします。

○小林参事官 事務局から説明いたします。

まず、「法令外国語訳整備の民間構成員からの重点要望事項（2020年度）」に対する対応状況等について説明いたします。

資料1の2ページ及び3ページを御覧ください。法令外国語訳については、令和3年度においても、いわゆる骨太の方針や成長戦略フォローアップ等において法令外国語訳の推進に関する記載がそれぞれ明記されたところであり、引き続き法令外国語訳整備に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

令和3年度においては、令和3年1月に開催された本会議で取りまとめました民間構成員からの重点要望事項に沿って取り組んでまいりましたので、その結果を御説明いたします。

資料1の4ページを御覧ください。要望事項の一つ目の「2025年度までに少なくとも新たに600本以上の英訳法令等を公開すること」に関する対応について御説明いたします。

令和3年度における公開法令数は合計81本、内訳は法令が73本、概要情報が8本でございます。各省庁から提出いただいた法令の数は合計で129本、内訳は法令が113本、概要情報が16本でした。要望事項の最低目標達成までは残り519本となっております。最低目標を達成するためには、1年間平均で言いますと120本ずつ公開していかなければなりませんので、その観点で言えば遅れが生じているとも言える状況です。

令和3年度の状況を分析してみると、関係府省庁の皆様から法務省に提出された翻訳法令の原案の数は120本を超えておりましたが、その提出時期が例年に比べ、年度末の差し迫った時期に集中した結果、令和3年度に公開できた本数が提出数より少なくなったものと考えられます。

そのため、令和4年3月に開催いたしました法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議において、関係府省庁の皆様に対して、翻訳整備計画に基づいた翻訳原案の作成及び早期提出への協力を要請したところです。また、本年度開催予定の同会議においても改めて同様の協力要請をさせていただくつもりでおります。

続きまして、5ページを御覧ください。要望事項の二つ目の「重点的に翻訳すべき分野」に関する対応について御説明いたします。

皆様から翻訳の御要望があった法令については、法務省において関係府省庁に伝え、御要望に沿えるよう努めております。令和3年度においては、翻訳法令案の提出を受けるには至らなかったものの、その概要情報の英訳を作成して法令外国語訳専用のホームページ「日本法令外国語訳データベースシステム」、いわゆる「JLT」に掲載したところです。引き続き皆様方の御要望に応えられますよう、概要情報も含め、法令外国語訳の充実に努めていく考えております。

続きまして、6ページを御覧ください。要望事項三つ目の「法令外国語訳体制の充実を図ること」に関する対応について御説明します。

令和4年度からネイティブアドバイザー1名の増員が認められました。その結果、ネイティブアドバイザー及びコーディネーターは、それぞれ4名体制となりました。引き続き高品質な英訳法令を迅速に公開してまいりたいと考えております。

また、令和3年度から、翻訳公開の迅速化のため、機械翻訳、いわゆるAI翻訳の活用・導入に向けた検証を実施しております。この点については、2つ目の議題において詳しく説明いたします。

重点要望事項に対する対応状況は、以上でございます。

最後に、法令外国語訳専用ホームページである「JLT」のリプレースについて、御報告いたします。

7ページを御覧ください。「JLT」については、リプレースを実施し、令和4年4月1日から正式公開をしました。「JLT」のリプレースは、令和元年12月に開催された本会議の第一回会議における民間構成員の要望に対応するものです。令和3年10月頃に新システムへの操作をお試しいただいた際の御意見等も踏まえ、ローマ字検索への対応等を含む検索機能の強化を行いました。

事務局からの説明は以上でございます。

○**柏木座長** それでは、次の議題に移ります。

機械翻訳（AI翻訳）について、まず事務局から説明を聴取した後、東芝デジタルソリューションズ様に御講演をいただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○**小林参事官** 機械翻訳（AI翻訳）に関して、令和3年度に実施した調査結果及び令和4年度に実施する調査・検討の内容について説明いたします。

資料1の8ページを御覧ください。令和3年1月の第2回会議でも御報告させていただきましたとおり、平成31年度において、当省所管の法令である「再犯の防止等の推進に関する法律」をAI翻訳エンジンを用いて翻訳し、その翻訳精度等の検証を行いました。その結果、翻訳精度は相当程度高いものの、人による確認が不可欠であり、引き続き法令翻訳の工程にAI翻訳を活用する方策について検討をする必要があることが判明しました。

近年のAI翻訳の性能は2年から3年で大きく上がるとの指摘もあるところであり、令和3年度において、現状の機械翻訳の能力を見るため、複数の事業者に御協力いただき、「債権管理回収業に関する特別措置法施行規則」、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」、「民事訴訟費用等に関する法律」をAI翻訳エンジンを用いて翻訳し、その結果を検証いたしました。その結果について御説明いたします。

平成31年度の検証結果に比べ、文法の誤りや不正確な訳は減少し、AI翻訳エンジンの

性能が上がり、翻訳の品質は向上したといえます。ただし、まだ完璧というわけではなく、課題もありました。

例えば、資料１の８ページにおいて、課題①、課題②として挙げているように、日本語で明記されていない主語を補う過程で不適切な主語が補われることや、同じ法令の中で使用される同じ単語に異なる訳語が当てられることがありました。これらの課題については、ＡＩの学習強化やアプリケーションを用いて適切な訳語に一律置換する方法による解決を検討しているところです。

具体的なＡＩ翻訳の技術水準や課題への対応については、この後予定されている専門事業者による講演でも触れられると聞いております。

なお、資料２に令和３年度のＡＩ翻訳の検証結果の詳細を載せておりますので、適宜参照いただければ幸いです。

次に、資料１の９ページを御覧ください。令和４年度においては、先ほど御説明した課題に対応するＡＩ翻訳システムを実際に構築し、同システムにより法令の翻訳を作成し、その結果の検証を行うことで、より効率的かつ効果的なＡＩ学習の強化の方法や、より精度の高いアプリケーションの開発について調査・検討をすることとしております。この調査・検討を基に、令和５年度中のＡＩ翻訳の導入に向けて取り組んでいきたいと考えているところです。

説明は以上でございます。

○**柏木座長** 続いて、東芝デジタルソリューションズ株式会社ＩＣＴソリューション事業部官公営業第二部部长、西本様から、ＡＩ翻訳の現状・展望と題して御講演いただきます。御講演の後に質疑応答の時間を設けます。

それでは、西本様、よろしくお願いします。

○**東芝 西本様** 東芝デジタルソリューションズ株式会社ＩＣＴソリューション事業部官公営業第二部部长の西本と申します。本日は貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。本日は、ＡＩ翻訳の現状と展望というタイトルで御説明をさせていただきます。

まず、弊社の紹介になりますが、東芝グループの中で当社はデジタルソリューション事業領域としまして、特に私どもの部門が官公庁、自治体向けのソリューションの部隊でございまして、機械翻訳のようなＡＩ技術について御提案をさせていただいて、今、導入のお手伝いをさせていただいているところでございます。

ＡＩ翻訳の事業概況について御説明いたします。御承知のとおり機械翻訳という技術はかなり昔からございますけれども、第２世代のＳＭＴが２００８年頃に主流となって、今話題となっておりますＡＩ翻訳については２０１７年頃にＳＭＴを超えて、今、一番の技術ということになったというふうに認識をしております。こちらのＮＭＴというものが、いわゆるＡＩ翻訳でございますけれども、こちらを近年の年表に表したものがこちらのスライドになっております。

ＡＩ翻訳といいましても、大きく二つの世代がございます。２０１４年頃にＲＮＮモデルのニューラル翻訳が発表されて以来、まず導入が始まったのが第１世代のＲＮＮ方式と呼ばれている機械翻訳技術になっております。こちらに続いて、２０１７年に発表されたのがＴｒａｎｓｆｏｒｍｅｒと呼ばれる新たな方式になっております。こちらが第１世代と比べまして、弱点を補う形で訳質も向上しているといったところが認められまして、現在

ではこちらの第2世代が主流となっております。ちょうど3年前といいますと、こちらが入れ替わる時期に当たっているのかなと思っております。

国内の研究開発動向を上から3番目に記載しておりますが、主体となって活動されている国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）様の動きとしまして、2017年頃に特許翻訳モデルがRNN方式でリリースされまして、2020年頃からこちらのTransformerモデルが順次リリースされています。

そして、今回評価させていただいた法令日英モデルについては2021年にTransformer版がリリースされております。こちらのリリースに合わせまして、国内の各省庁でも導入が進んでおります。2019年には特許庁様が機械翻訳プラットフォームということで導入されまして、続いて警察庁様、総務省様、そして、最近では金融庁様でも導入が進んでいると承知しております。

こちらに第1世代、RNN方式と第2世代、Transformer方式の概略を記載しておりますが、本日は技術的なところは割愛させていただきますけれども、第1世代のRNN方式で実現できなかった、データ並行処理できず計算を高速化できないという課題を第2世代のTransformer方式では解消しておりまして、また、翻訳品質についても向上しているというところから、今は第2世代が主流となっております。こちらの第2世代はその後、今、話題になっているBERTといった技術にも派生している、非常に汎用性の高いモデルとなっております。

続いて、導入事例について簡単に紹介させていただきます。こちらは特許庁様の導入事例ですが、システムの用途としましては、公報を一般の方、若しくは海外の審査官様に御覧いただくためのシステムの裏で使われています。こちらの真ん中にJ-P l a t P a t と呼ばれる公報を無料で閲覧できるシステムがございますけれども、こちらを一般ユーザーの方が、例えば中国語の文献、韓国語の文献を日本語で読みたいといった場合に、裏でAI翻訳のプラットフォームが動作しておりまして、日本語で読むことができます。また、海外庁の審査官様が日本語の文献を英語で読みたいといった場合に、裏で機械翻訳を行いまして、英語で提供するといった機能が実現されております。こちらが画面のイメージになっております。

続いて、金融庁様の事例でございます。こちらの金融分野は御承知のとおり、専門用語がかなり飛び交う分野でございますが、表現についても独特のものが多数ございます。そのため、金融庁様の方で、まず金融庁様及び銀行、それから保険会社といった業界団体から翻訳文書をたくさん収集されまして、そちらをNICT様にお渡しになりまして、NICT様の方でAI用の学習データに加工した上で金融専用の翻訳モデルを生成されています。その結果、右側に結果がございますが、汎用の翻訳モデルと比べまして、金融分野向けの専用モデルで翻訳を行うことで、専門級のかなりレベルの高い翻訳結果が出るという結果が従来の2割から5割に向上したということで、とても成果が出たということが発表されております。これを受けまして、金融庁様でも今年度から庁内への利用に進んでいると伺っております。

続いて、法令翻訳の現状と課題についてです。先ほども少し触れましたが、昨年リリースされましたNICTの日英法令モデルの現状につきまして、令和3年度に評価を行いました。こちらが結果となっておりますが、BLEUと呼ばれる機械翻訳の精度を自動評価す

るスコアがあるんですけれども、そのBLEUスコアで50.29という結果が出ております。50.29というBLEU値は、一般的には非常に高品質で適切かつ流暢な翻訳というふうに位置付けられまして、大変品質が高い状態といえると考えております。

個別に翻訳結果を見ていきますと、従来苦手としておりました和暦の翻訳でしたり、漢数字に関する翻訳についても、ある程度翻訳ができるようになっております。

また、こちらの例にあるように、日本語特有のイ、ロ、ハみたいな箇条書表現についても対応ができるようになっていくということを確認しております。

また、今回、テストの上で人手翻訳をしたものとの比較を行ってまいりましたが、中には人手で翻訳するよりも機械翻訳の方がよりベターなのではないかと言われるような翻訳結果も確認されました。ということで、機械翻訳についてもかなり現在の技術は向上しており、かなりレベルの高いところに位置付けられているのではないかなと考えております。

といいましても、まだ完全ではなく、大きく二つの課題が残っているのかなと考えております。一つ目は、法令文の文章としての難易度が非常に高いというところがございます。法令名がそもそも難解な表現になっているというケースもございますし、漢数字が多いことですか、文章の中に括弧書きで補足されている表現がございます、その結果、一つの文が超長文になっていて、また、修飾関係が複雑になっているケースが見られます。また、条文が複数になる中で、2文目、3文目のところで主語が省略されるケースがかなり見られます。こちらが機械翻訳を行う上での難易度を高めているということをご承知しております。

また、二つ目としまして、ニューラル翻訳の特性とのアンマッチというのが考えられます。ニューラル翻訳は、その技術的な特徴のために、湧き出しですとか訳抜けという誤訳がどうしても生じてしまいます。湧き出しといいますのは、原文に存在しない単語が翻訳結果に出現するというものでございまして、訳抜けはその逆ですね、原文にはあるんだけども翻訳結果からは抜け落ちてしまうといった誤訳ですね。法令の場合は、一つ一つの単語の意味合いが非常に重要で、それがあなしによって大きく意味が変わってしまうということで、一語の重要性が高いことがこのニューラル翻訳の特性とは若干アンマッチというふうに考えています。

また、訳語の統制が難しく、法令におけるニュアンスの表現が若干苦手というところですね。ニューラル翻訳は、どうしても大量の学習データからの確率計算で出しているというところがございますので、大量の学習データの中が統制されていない限り、必ずしも同じ単語が出てくるという保証はないというのが技術的な特徴になります。一方、法令の場合は同じような単語であっても、この場合にはこの単語といったものが厳密に決まっていちゃると伺っていますので、そちらに合わせた訳質は若干苦手としております。

また、三つ目としまして、そもそも法令に対しては十分な学習データが存在しないというちょっと不利な点がございまして。法務省様を中心に今、法令の和訳を1,000法令等、整備されていると伺っておりますけれども、機械翻訳の学習データとしては全体量として若干足りていないというところがございます。そちらがNMTの特性とのアンマッチと考えております。

そのため、これを更に実用性を高めるためには、AI翻訳だけではなくプラスアルファの

工夫が必要だと考えております。

こちらはA I 翻訳の実用性を高めるプラスアルファのイメージになっています。ただA I 翻訳だけを使っていくのではなく、その前処理、自動プレエディットと呼ばれる処理と後処理ですね、自動ポストエディットと呼ばれる処理、また、人手修正を最終的に行うに当たって、それを簡易化するためのマーキング処理などが想定されます。

例えば、プレエディットとしまして、誤訳が発生しやすい原文を退避したり、主語を補完したり、翻訳メモリを使う。A I 翻訳のモデルに関しては、辞書を追加したり、モデルの強化学習を行う。若しくは後処理としまして、誤訳を検出してそれを補正する処理を行ったり、若しくは訳語を統制するといった手段が考えられます。

実例としまして、やはり法務省様の整備されている辞書ですとか手引に準拠できていないケースがございました。こちらは正解訳文と比べて機械翻訳文は、同じ意味合いでも異なる単語が出てしまっているというケースがありますので、対策案としましては、下に記載したとおり、辞書ですとか強化学習、アプリケーションによる補正が考えられます。

また、s a i d、s h a l l の用法を厳密にされていますので、こちらについて強化学習若しくはアプリケーションによる補正が考えられます。

次に、数字の誤訳ですね、どうしても難しくなってくる条文について、例えば、誤訳を防ぐためには、プレエディットといった形で専門の、特定のルールで記載されている文については一旦退避するといった処理が考えられます。

あとは訳抜けですね、こちらのケースでは機械翻訳文が大きく訳抜けしておりますので、この長さ判定等を行う形で検知する、アラートを上げるといったアプリケーションが想定されます。

今後の展望になります。まとめとしまして、NMTについてはT r a n s f o r m e r モデルの登場によりまして飛躍的に品質が向上していると認識しております。法令モデルにつきましても、昨年確認しましたところ、非常に高品質で適切かつ流暢な翻訳といえるレベルに到達していると確認しております。

一方で、法令翻訳は求められる翻訳品質がとても高く、一方でA I 翻訳が苦手とする条件が揃っているところから、A I 翻訳単体ではなかなか解決に至ることは難しいのかなと考えております。

その法令翻訳の課題に対しては、一つ目としては、誤訳が生じやすい文を自動プレエディット、ポストエディット等を行う、若しくは2 番目としまして、注意すべき表現が出てきたらマーキングを行うといった措置が考えられます。このような形で前後処理アプリケーションを併用することでA I 翻訳、法令翻訳を実用性のある形にすることが今後の課題なのかなと考えております。

最後、まとめになりますが、A I 翻訳技術は現在飛躍的に向上しておりまして、実用化も進んでおります。前後処理アプリケーションと併用することで、法令翻訳への活用可能性が高まると考えております。

発表は以上となります。

○柏木座長 どうもありがとうございました。

それでは、機械翻訳についての質疑応答に入ります。御質問等があれば、画面の挙手ボタンを押してください。いかがでございましょうか。

ダニエル・フット委員。

○フット委員 ご発表ありがとうございました。確かに2019年でしたか、この会議に先立って、日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議のときにAIに関する発表もありましたけれども、この3年間で飛躍的に進んできたという印象です。先ほどの自動プレエディット、自動ポストエディットは、これはAIの翻訳にまず先立って、別な機械によるプレエディットと、またポストエディットで、上がってきた文を、そこで人手によるチェックの際に、特にこれは要注意であるというのか、そういうようなものが出てくるという、そういう理解でよろしいでしょうか。それが1点目です。そして2点目は、これは将来ビジョン会議の議論の対象となりましたが、日本語英語を中心とすべきか、それとも多言語に関するものに力を入れるべきかということで、とにかく最初としては充実した英語の法令英訳サイトが重要な課題であって、その後、将来的な課題として多言語まで広げて行く、という話がありました。私の記憶では結果的にそういう結論になったと思いますが、先ほどの発表で11言語という話も出てきました。今後、英訳のAIが進んだ場合、多言語への翻訳は比較的簡単なものになるのか、それとも同じように非常に複雑な作業で、人手によるチェックなどが必要となるのか、とにかくAIによる多言語への対応はどのくらい可能になるのかというのが2点目です。よろしくお願いいたします。

○東芝 西本様 一つ目の御質問につきまして、ちょっとこのスライドが今日急遽追加したもので、お配りしたものになくて、恐縮なんですけれども、プレエディット、ポストエディット、それから人手修正の関係につきまして、簡易的に表示したものになっています。

自動プレエディットと申しますのは、やはりAI翻訳に単純に任せてしまうと誤訳が生じやすい原文を補正しておくという機能になっています。例としては、原文の一部ですね、ちょっと複雑になっている、例えば括弧だけを一回ちょっと取り外して別々に翻訳するようにしてみたりとか、あとは、主語が抜けているケースにおいては前の文を参考に主語を補完するとか、そういった形で翻訳結果をベターにするという、誤訳が生じやすいものをあらかじめ事前措置をしておくという機能を意味しております。

それから、ポストエディットについては、後修正という意味なんですけれども、後の例でいいますとsaidとかshallとかが統制されていないといったものを後処理で一律で置換してしまうとか、そういったケースが想定されます。

こちらをもちまして、法令翻訳が求められるベストというか、完璧な翻訳というのはやはり難しいのかなと考えておりまして、その人手による修正というものは最終的に不可欠だというふうに理解しております。そのために、このマーキングというものをちょっと足しておりますけれども、やはり人手による修正をこれまで以上に効率よくやっていただく必要がございますので、そのためのマーキング、注意すべき用語、辞書ですとか手引に記載されているような表現が出現している場合には、ここをよく確認しましょうといったことでマーキング等を行うことで効率化が図れるのかなというものを想定しております。

それが一つ目の御質問の回答かと思います。

二つ目の多言語化についてなんですけれども、確かに先ほどの事例で、11言語に対応したものが導入されていますと申しあげましたけれども、あちらの事例は汎用モデルになっております。一方で、やはり法令翻訳に関して多言語化を進めていく上では、学習データがどれだけ準備できるかといったところが課題になると考えております。今回、法令日英

モデルが大変精度が良くなっているといった背景には、法務省様が御用意されたこれまでの日英翻訳のデータがあつてこそということになります。こちらが、多言語化する上では、恐らく日中の翻訳をしたような法令というものはそれほど膨大にはないのかなと思っておりますので、日英のようにはいかないと理解しております。

なので、やり方としては、例えば、訳質のレベルの低下をある程度許容して、汎用モデルで一旦翻訳したものを御覧になる、それでも意味があるとお考えなら、それを御覧になるか、もう一つの手段としては、法令の学習データが現状、日英でしか存在しないので、一旦その日英にしたものを、英語とほかの言語のペアリングをしたような学習データが用意が可能であれば、日英からまた、英語ともう一つの言語といったところを橋渡しするような形で学習データを整備して、第三の言語といったところを実現していくことは可能だと思います。ただ、その場合も日英と比べると若干翻訳品質が落ちてしまうと思いますので、ある程度その点は許容いただきながら、必要性和の兼ね合いで検討いただくのがいいと考えております。

○**柏木座長** ありがとうございます。

ほかに御質問ございますでしょうか。

中村委員、お願いします。

○**中村委員** 国際商取引学会の中村です。質問させていただきたいと思います。非常に参考になりました。学習データの集積が重要で、それがあればかなり効果があるのではないかと期待が持てた報告でありました。どうもありがとうございました。

今回この会議に当たって、ちょっと学会の会員の中から意見を求めたんですけども、それに関して質問なんですけれども、ある会員からは、このA Iが英語をベースとして作られていると、日本語とするには非常に訳が難しいんじゃないかと、むしろ日本語をベースとした、主要言語とするものから英語訳にするような形になるA Iがいいんじゃないかというような提案がございました。今、報告いただきましたけれども、こちらの方は日本語ベースで、それを英訳する形のものということになるんでしょうかね、あるいは逆になるということですかね。A Iの主要言語が英語か日本語かということですね。

○**東芝 西本様** すみません、私どもの方で主要言語という位置付けは余り持っていないんですけども、今回用いましたエンジンは日英という方向での学習をしたモデルになっております。

○**中村委員** 基本的には日本語をベースにして、それを英訳する形の機能ということですね。

ありがとうございました。会員の方からも、その方がよいではないかという指摘でありました。

○**東芝 西本様** ありがとうございます。

○**柏木座長** ありがとうございます。

ほかに御質問はございますか。よろしゅうございますか。

小林委員、お願いします。

○**小林委員** 小林でございます。

非常に基本的なところで、教えてほしいと思って、御質問させていただくんですけども、先ほどの説明の中で誤訳と訳抜けというのがありましたでしょう。それで、正解訳文、それから翻訳機訳文とあつて、こういういろいろ翻訳をやっていった、この間違いというか、

訳抜けだとか誤訳があるかどうかのチェックというのは、どういう体制でどういう方がやっておられるのでしょうか。本当に初歩的な質問なんですけれども、このチェック体制はというふうにどなたがやっておられるのか、教えていただけますでしょうか。

○東芝 西本様 今回、昨年の検証に関しましては、法務省様の中でコーディネーター様が数名いらっしゃるということで、御支援いただきまして、機械翻訳の検査といいますか、確認をいただきました。

○栗田司法法制部付 法務省大臣官房司法法制部付の栗田でございます。私から補足して御説明させていただきます。

政府が行う法令外国語訳整備では、当部において翻訳の品質検査を行っております。検査の作業は、ネイティブアドバイザー、すなわち英語を母語とする者で、かつ一定の法的素養があるものや、コーディネーター、すなわち日本語を母語する者でかつ英米圏の大学に留学をしており、日本でも修士（法学）の学位を有するか又はこれに相当する学識経験があるものにおいて行っております。今回、東芝様や他の企業様において実施していただいたAI翻訳された法令については、このネイティブアドバイザーやコーディネーターにおいて検証を行っております。

以上でございます。

○小林委員 ありがとうございます。

○柏木座長 その後、推進会議のメンバーもチェックするんでしょう。

○栗田司法法制部付 更に補足して御説明いたします。現在、法令外国語訳専用ホームページであるJLTで公開している法令につきましては、先ほど御説明しましたネイティブアドバイザーやコーディネーターのほか、本日御出席の阿部先生に座長をお務めいただきしており、学者や弁護士等の有識者で構成される法令外国語訳推進会議の構成員において、学説、判例等の整合性の観点からの検査をしていただいております。

○小林委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○柏木座長 ほかに御質問ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、本日のこれまでの内容を踏まえて、民間構成員の方からお一人3分程度の持ち時間で御意見をいただきたいと思います。

まず、大内委員、お願いします。

○大内委員 大内でございます。本日は大変分かりやすい御説明ありがとうございます。意見を申し上げます。

今のこのテーマに関しまして精力的に取り組んでいただいているということ、大変有り難いと思っております。私どもとしましては外国企業、外国政府と交渉、折衝するような場合に、日本の法制度を説明するために英訳が備えられているということは大変有用であるというふうに考えています。そういう用途からは、コンパクトで的確な法令の概要に関する資料、そしてその英訳があるということも、今の目的に照らしまして大変有用であると考えておりますので、この概要の整備も進めていただいていることを大変有り難く思っております。

600という目標の数値があるということは承知しておりますけれども、こういう用途からしますと、法改正がタイムリーに反映されているということも案外重要なことでございまして、対象法令の数を増やすということによるメリットと、それから、できるだけ改正

をタイムリーにアップデートしていただくということのメリットを比較していただいて、私などは、仮にある程度の数が絞られても、最新版が整備されているということも非常に有り難いのかなというふうに思っております。これは比較衡量の世界だと思っておりますけれども。そして、そのようなアップデートの目的などにも照らしますと、それが有用であるということになれば、A I の活用も是非積極的に御検討いただきたいと思っております。

以上、意見を申し上げました。ありがとうございました。

○**柏木座長** ありがとうございます。

次に、山田委員、お願いします。

○**山田委員** どうもありがとうございます。大内様がおっしゃったとおり、欧州の企業、日本で活動している企業という観点から、二つあると思うんですけども、現状、日本国内にいる企業ということからすると、余り日本で法務部が大きいと、本国のリーガルファンクションが、日本のルールがどうなっているのかを、弁護士コストを掛けることなく知りたいというときに、やはり概要もあり、かつ法文があるといいと思います。やはりロイヤーの方というのはどうしても条文を見たいということになり、かつ、その条文だけでは、やはり日本特有の文章の書き方みたいなこともありますので、概要と、この組合せを是非進めていただければと。

もう一点、あえて欧州の日本で活動している企業として、かつ、私自身も日本人として、今、外国企業で何が起きているかということで、割といろいろなジオポリティカルな動きから受ける影響がありまして、ではアジアの拠点をどこに置こうかということが結構議論になっていまして、実際に動きがあるというのを我々も身をもって感じているところです。そのときに、日本を選ぶのか、シンガポールを選ぶのかみたいな、そういう議論があるときに、やはりどうしても法律のインフラみたいな話が重要な要素として考慮されていて、シンガポールなんかはもう全件最初から英語でできていますので、それが、先ほど申し上げた理由で割とシンガポールを選ぶ会社もある中で、一部はやはり日本という企業もなくはない訳で、是非日本の攻める政策という意味でも、A I を使えば早いということも今日御説明いただいてよく分かりましたし、是非スピード感を持った、できるだけ多くの翻訳ということで進めていただければと思います。

以上です。

○**柏木座長** ありがとうございました。

次に、中村委員、お願いします。

○**中村委員** ありがとうございます。法令の外国語訳というのは、その質、量、スピードの向上のためにはA I 技術は不可欠だと考えております。そこで、例えばということで、ある会員から提案がございました。A I による粗訳だということを断って、法令の公布と同時にアップしまして、それとともに翻訳の問題点と改正訳を提案してほしいというような案内を内外に公表して、そして、それを受けて一定期間経過後に正訳を公表すると、こういうやり方もあるのではないかという提案がありました。また同時に、法令の訳だけではなくて、法令の概要とか資格仕様なども現在、一部、法改正があったときに概要が掲載されておりますけれども、更にそれを積極的に進めて、既存の法令の概要でありますとか資料等も翻訳をして公表してほしいという要望もございました。

以上になります。

○**柏木座長** ありがとうございます。現在でも、法務省による検査を行う前の翻訳された法令を暫定版としてJLTにおいて公開しております。ただ、暫定訳として公開することに耐えられるかという観点でのチェックも行っておりますので、この辺りについては、阿部座長において、これから御検討いただけるのではないかと思います。

次に、フット委員、お願いします。

○**フット委員** ありがとうございます。3年前のビジョン会議のとき、EUにおけるこういったプロジェクト、あるいは韓国におけるプロジェクトの説明を受けました。それに比べれば、日本はまだそのレベルまでは達していないと思いますけれども、この3年間で大分進んできました。これから三、四点、挙げたいと思います。まず、目標は600本、2025年までというのは、これはかなりアンビシャスな目標でしたけれども、今度はAIなどの翻訳技術により、それを更に1,000本までということで増やしているというのは、これは大いに歓迎いたします。また、AIについて以前から話題となっていますけれども、AIももちろん重要ですが、AIだけではまだ足りない、しかもAIの学習のためにネイティブアドバイザーによるネイティブチェックで、それで更にAIの学習も上がるはずであるということで、そういった提言を受けて、今度は1人、ネイティブアドバイザーの増員で、そのための予算も出していただき、これからのAIの学習に関しても、そういったアドバイザーの増員も歓迎いたします。

また、以前から、ビジネス界から様々な代表者もいらっしゃいますけれども、私は日米法学会の立場から、一つには学問の世界からと、もう一つは日本に居住する外国人に関わる分野というのを以前から重点分野として取り扱っていただきたいと思います、それもちょうど重点的分野として含まれているということも歓迎しております。これから外国人労働者が増えることにもなっていますし、先ほど多言語、英語以外の言語、今後のプロジェクトとなりますけれども、日本に住んでいる外国人のためには、法令もそうですが、法制度の説明なども、英語以外の言語でそういうようなものを法務省側から提供していただければ、まあこれは将来的な課題となると思いますけれども、それを是非ここでもう一回提案させていただきたいと思います。

最後ですけれども、ウェブサイトのリニューアルで、随分良くなったと思います。先日、新しいウェブサイトをいろいろと使ってみました。ウェブサイト利用の回数が、平成29年度から随分増えているということですが、あるいはウェブサイトのリニューアルで更に増えるのではないかと考えています。以前からの一つのテーマは、ウェブサイトを1回使ったけれどもやめてしまう場合、使い勝手が悪いからなのか、それはなぜ使っていないのか、とにかくユーザー、利用者がどういう行動をしているかということに関して、それを調査というのか、それを検証していけば、あるいはよりユーザーフレンドリーで使い勝手の良い制度になるのではないかと話もありました。個人的に、今度は大分使い勝手が良くなったとの印象ですけれども、使ってみたら、まだ改善の余地があるように思いました。例えばユーザーガイドというのがありますけれども、このユーザーガイドへのリンクは一番上にあるヘッダーのところに小さく出ていますが、左側のメニューで普通よく見るところではなくて、せっかく初めて使う人はなかなか見つからないのではないかと思います。そして更に充実したユーザーガイドがあれば、更に使いやすさが上がるはずである

と思っております。

法令の概要は、かなり分かりやすい。法令そのものはなかなか専門家でないと見て分からない面もありますけれども、法令の概要は結構分かりやすいものになっていて、一般人でも、法令の内容だけでなく、その趣旨や仕組みも分かるように思いました。更に概要情報の数を増やせば、一般ユーザー、日本に住んでいる外国人や海外で日本法を研究しようとする学者と学生などから見て、より使いやすいサイトになるのではないかと思います。

大分長くなってしまいましたが、ウェブサイトについてあと2点挙げさせていただきたいです。関連情報のところで翻訳計画というのが載っています。英語のサイトを見れば、Translation Plan という名称のリンクが貼ってあって、それをクリックすれば今後比較的近い将来に出てくるものはどういうものなのかというのがすぐ分かるだろうと思いましたが、期待してクリックして見たら各年度の Translation Development Plan は全て (in Japanese) で、日本語だけとなっています。その計画にあるものは、日本語が分からないと、これからどういうものが出るのかなかなか分からないのではないかと思います。

最後に、検索について、以前確かに将来ビジョン会議のほかのメンバーの一つの例として挙げられたのは、antitrust という文言です。つまり、独禁法はアメリカ人ですと通常アンチ・トラストで検索してみるけれども、出てきません。アンチ・トラストと検索すれば独禁法は出てこなくて、private monopoly などの言葉使わないと見つからないという例が挙げられていました。私にはその発言が印象的で、その後何度か試してみましたが、antitrust でまだ出てきませんでした。先ほど、「法令名」のところに、ambiguous search(曖昧検索)という検索方法があることに初めて気がつきました。以前からあったかもしれませんが、ウェブサイトのリニューアルで新たに追加されたのではないかと思います。とにかく、ambiguous search をチェックして、antitrust をインプットしたら、今度は独禁法がちゃんと出てきました。ですが、もう一つ試そうと思って、法令概要に新型インフルエンザ対策措置法の概要情報が載っていることを見て、Corona virus をインプットしたらその法令が出てくるのかを試してみようかと思いました。法令名で曖昧検索を使ってみたところ出てきませんでした。しかし、全文の検索をしたところ出てきたものです。とにかく、利用者がそのように次々と違う文言や探し方を工夫しなくても、考えられそうな言葉を使ってたどり着くというように、検索機能を更に改善していけば、より使いやすいものになるのではないかと思います。かなり細かい点で時間をとって恐縮です。私からは以上です。

○**柏木座長** ありがとうございます。

次に、小林委員、お願いします。

○**小林委員** 先ほど御質問させていただきまして、ありがとうございます。4月から日弁連会長に就任しております小林元治でございます。

法令外国語訳整備プロジェクトですけれども、これまでのこの取組については一応、事務局から御報告いただいておりますが、人員の増員とか補正予算での予算措置など、具体的な対応が進められておられるということにつきましては、大いに評価をしたいと、関係者の皆様の御尽力に心から敬意を表したいというふうに思っております。令和4年度以降の法令外国語訳の整備プロジェクト推進につきましては、民間団体の一代表といたしまして、利用者の目線から三つぐらい御意見を申し上げたいなというふうに思います。

まず、一つでありますけれども、2025年度までに少なくとも新たに600本以上ですかね、英訳法令等を公開するということを掲げていましたが、先ほど業者さんからの御説明などをお伺いするにつきましても、機械翻訳については検証が進められている、様々な問題点への対応も行われている、翻訳の質も改善されているというふうに思います。ということからしますと、公開の目標数を600本以上というふうに設定いたしましたけれども、既に政府において、技術の進歩に応じて1,000本以上を目指すということにしていることから、同様の目標としてその旨を追加してもよろしいのではないだろうか、そんなふうに考えております。

二つ目なんですけれども、機械翻訳（AI翻訳）の導入につきましてもは検証が重ねられておりますね。可能な限り早期に導入するということが望ましいわけです。その一歩としては、例えば来年度以降、法令外国語訳を所管する法務省において試行的にAI翻訳を導入するといったことなど、本格導入に向けて具体的に取組を進めてみたらどうだろう、そういった点を要望しておきたいと思います。AI翻訳を導入するということになりますと、翻訳作成の速度が上がってきますし、先ほどちょっと私、御質問させていただきましたけれども、それをチェックする体制を構築していかなければいけませんね。引き続き翻訳をチェックするための体制整備の拡充に向けての御努力をいただきたい、そういうふうに思います。今後このような活動が進んでいきますと、どんどんスピーディーに進んでいきますと、翻訳法令を掲載することによってアクセスの数も今後期待されるだろうというふうに期待をしております。

三つ目です。スピーディーに翻訳作業を進めていくということでありまして、先ほど言ったチェック体制など、その導入に向けた様々な体制整備、それなりの費用が掛かるわけがありますから、その費用の手当て、予算の確保、そういったこともとても重要になるわけがありますので、この翻訳の整備プロジェクトにおける今後の対応を考えると、骨太の方針ですね、いろいろな省庁間で弾出しも進んでいるかと思っておりますけれども、更に各戦略計画にも位置付けられているわけですが、そういった重要性を考えますと、十分な予算を充てていただくという点を特に要望しておきたいというふうに思います。

以上、三つほど申し上げましたけれども、本会議で、私ども民間構成員の要望につきましては、座長、座長代理におかれましては、お取りまとめをいただいた上で政府に提出をしていただきたいというふうに考えております。お時間をいただきましてありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

○**柏木座長** 先ほどから大島委員の電波の状況が悪いようで、意見を聞ける状況にないため、後日、文書を提出していただき、それを委員の皆様にお返しするという事で対処したいと考えます。

それでは、次に、オブザーバーの阿部座長から御意見をいただきたいと思います。

阿部先生、お願いします。

○**阿部オブザーバー** 日本法令外国語訳推進会議座長の阿部でございます。お世話になっております。本日は貴重なアドバイスを様々ないただきまして、どうもありがとうございました。

私どもは次の三つの視点を重視して作業を進めております。1点目は、ユーザーの視点に立った法令の選択と翻訳の作成ということでございます。先ほども御意見出していただいたように、やはりユーザーにとって有益であって分かりやすいという観点がまず重要であ

って、その意味では、対日直投が重点分野ではありますが、それだけでなく、日本で居住する、あるいは日本で働く外国人の方々が必要としている法令情報といったものも加えまして、つまり多様な法令の翻訳ということにこれからは心掛けていくべきではないかということで、そういった部分を関係省庁とも意見を共有しながら作業を進めている状況でございます。

それから、2点目がやはり法令の翻訳という性格上、高品質な翻訳というところは余り妥協すべきではないのかなということで、品質の維持ということに特に心掛けております。その品質という意味では、先ほどもありましたけれども、やはり訳語の一貫性、それから、日本人が分かって外国人には分かりにくい、そういった訳語をどのような英訳を選択して分かりやすさを追求していくのかということで、一貫性を追求しながらも分かりやすさも追求していくということで、高品質な法令翻訳の提供ということに心掛けている、これが2点目でございます。

3点目でございますが、スピード感、これは定量目標としての600ということがございますし、今、増やしてもいいのではないかという御提案もいただきまして、その量的な目標に向けてスピード感を持って対応していくということでございますが、ここが高品質の維持の部分といつもバッティングするとか、難しい課題でございまして、拙速といいますか、余り量的な部分を追求してしまうと品質の劣化というものにつながらないかというところに注意を配りながら、これからも作業を行ってまいりたいと思います。

スピード感という意味で、先ほど御発言のあった暫定公開という制度でございまして、重要な法令に関しては、きちんと最後まで精査したものでなくても取りあえず暫定的に公開するという制度を以前から持っておりまして、そのような形で暫定公開を図っております。ただ、暫定公開というのも、例えばAI翻訳でさっと出すようなものではなくして、我々が一応、暫定公開に堪えるかどうかという第一次的なチェックをいたしまして、それで問題がないものについて暫定公開を行っておりますので、こうした暫定公開法令数を増やすということと、もう一つは、最近始まりました概要情報の公開ということで、法令の条文そのものではないけれども、法令の概要を情報化して英訳して公開すると、この暫定公開、それから概要情報の公開ということで、スピード感を補完していきたいというふうに考えております。

最後に、AIの部分ですけれども、これはやはり将来の課題として大変重要であるということは認識しておりますが、今申し上げた3点に照らすと、なかなかすぐに使い出すというのは難しい状況にまだあるのかなと。目に見えて機械翻訳の精度が上がっているというのは実感するんですけれども、それをAIに任せて法令の翻訳として出すにはもうちょっと時間が掛かるのかなという認識を持っております。ただ、それで何もしないということではなしに、我々はあくまでも法令数を増やして、そのサンプルを増やすことでAIが学習するデータベースというものをどんどん積み重ねていくことに注力すること、それから、実用化に向けた検討を進めて、精度が更に一段階上がった段階では、スピードを一層増していくという観点から、このAIをいかに活用していくかということを検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。今日はいろいろと有益なアドバイス、どうもありがとうございました。今後とも御協力のほどをお願いいたします。

○**柏木座長** ありがとうございます。大島委員の電波の状況が回復し、御意見を聞ける状態となったとのこと。それでは、大島委員、御意見をお願いします。

○**大島委員** 日本商工会議所の大島でございます。

我が国の法令などの外国語訳整備は、政府の最重要施策の一つに位置付けられております。とりわけ外国からの投資を呼び込む上で、経済法規や知財をはじめとするビジネスに関する法令の英語化は不可欠です。我が国の国際競争力を強化する観点からも、グローバル社会に対応したビジネス環境整備に優先的に取り組んでいただきたいと思います。その観点から、令和4年度以降の本プロジェクトの推進について、3点申し上げます。

まず、民間構成員からの重点要望事項（2020年度）の見直しについてですが、2025年度までに少なくとも新たに600本以上の英訳法令などを公開することについては、AI精度の向上やネイティブアドバイザーの増員などによる翻訳作業の迅速化を通じ、当初目標数値600本の更なる向上が可能と考えます。対日直接投資推進戦略の提言なども踏まえ、目標数値の見直しを御検討いただければと思います。

また、機械翻訳（AI翻訳）の導入についてですが、今年度には実証実験を終了することを踏まえ、令和5年度からAI活用の本格化が進むものと期待されますので、先ほどの2025年度までの目標達成に向けたロードマップの作成をお願いいたします。着実な実行に向けては、法務省が旗振り役となり、ほかの省庁に対してAIを活用した翻訳原案の作成などを働き掛けることにより、今までニーズはあったものの翻訳が進んでいない法令のキャッチアップも含め、推進していただくことを期待しています。

最後に、我が国では大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係性を構築するため、国の施策でもあるパートナーシップ構築宣言を商工会議所も率先して推進していますが、海外にはほとんど知られておりません。対日投資家や日本でのビジネスを検討する外国企業に対して、我が国の法令だけでなく、こうした日本の適正な取引の在り方やビジネスルールなどについても正しい理解に努めていくことが重要と考えます。海外への積極的な発言を御検討いただければと存じます。

私からは以上です。

○**柏木座長** ありがとうございます。

本日御欠席のエリック・セドラック委員からは、資料4のとおり御意見を頂戴しております。

それでは、これまでの御意見を踏まえ、令和4年度以降の法令外国語訳整備プロジェクトの推進について意見交換を行いたいと思います。どなたからでも結構ですので、御発言をお願いします。御意見はございますでしょうか。

それでは、オブザーバーとして御出席の仲條さん。

○**仲條オブザーバー** よろしく申し上げます。オブザーバーの立場で大変僭越ですが、少しお話をさせていただきます。

ジェットロは、対日投資の企業誘致の任にあるわけですが、やはり誘致の現場ではこういった法令の、英訳された法令というのは不可欠でございます。当然ながら会社法、税法、それから労務関係の法律、こういったものは不可欠でございますし、このあたりを優先的に取り組んでいただいていることについて大変感謝を申し上げたいと思います。

加えまして、それぞれの企業が従事している業に関する法律、規制、それから、産業振興

であるとか特例法的な、いわゆるインセンティブというような産業政策にひもづいた法律などについても、かなりの翻訳ニーズがございます。こういったものを全て追うことはなかなか難しいとは思いますが、ほかの皆様の御発言にあったように、概要情報や、法を成立させるためのそういった審議あるいは説明に使われたようなポンチ絵みたいなものの英訳であるとかいうものも有用ではあるかと思ひますし、更に言えば、個別の照会に対して、今、内閣府さんを中心に各省庁に対日投資総合窓口というのを設けてございますけれども、こういったところでのいわゆる外国語での真摯な対応も非常に有効なものだというふうに考えております。

もう1点は、法務省さん、それから皆様方がこういった御議論をされて、今、日本がそういった法令の英訳に推進をしているという、このこと自体が非常に良いメッセージとして外国に伝わると思ひます。私どもも様々な形、例えばウェブページとかですね、それから、海外の駐在員が日々外国企業に接したり、情報提供してございますので、今後法務省さんからもいろいろ御支援をいただきながら、こういった情報の発信をしてまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

○**柏木座長** ありがとうございます。

貴重な御意見をいろいろいただきましたけれども、ありがとうございます。

本日皆様からいただきました御意見につきましては、いずれもおおむね方向性は共通しているように聞こえました。その内容は、令和3年度に策定した数値目標を含む法令外国語訳計画の見直しに関する事、それから機械翻訳の導入に関する事にまとめられると思ひます。

「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議の開催について」の3にあるとおり、本会議は法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議及びその構成員である関係省庁に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、又は意見を述べる事ができるとされております。本日皆様からいただきました御意見につきまして、できる限り具体的な内容や目標として書面にいたしまして、事務局を通じて関係省庁連絡会議に報告していただくのが適当ではないかと思ひますが、よろしゅうございますね。

ありがとうございます。

また、関係省庁連絡会議に報告する内容については、さきに挙げたものにする事とし、その詳細につきましては座長の私に一任していただければ有り難いのですが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

次に、内閣府対日直接投資事務局、永井室長、何か御意見ございますでしょうか。

○**永井室長** 御紹介にあずかりました、内閣府の永井でございます。闊達な御意見を拝聴させていただきまして、ありがとうございます。幾つか、御議論の点についても含めて、内閣府も対日直接投資推進をする立場から申し上げたいと思ひます。

日本経済の成長のためには海外から高度な人材や資金、技術を取り込んで、我が国の技術力やR&Dの力と結び付け、イノベーションを創出し、サプライチェーンの強化につなげるのが重要な課題であるのは皆さん御承知のとおりだと思ひます。そのための対日直接投資が果たす役割は極めて大きいと認識しておりますし、参考資料にもあると思ひますが、

昨年作りました対日直接投資促進戦略の中の、2030 年までに対日投資残高を 80 兆円まで増やすという野心的な目標を達成するためには、政府を挙げて様々な施策に取り組んでいく必要があるという認識であります。

今日の議論の中で、まさにその対日直接投資を進める上で最大の障害の一つとなっているのは法令の英語化であります。これまで、参考資料にもありますとおりの対日直接投資促進戦略や、昨年の骨太方針においても強調されてきているところであります。また、直近この戦略の実施に関するワーキング・グループを開いたところでありますが、そこでも民間の委員の皆様から、進んでいるのは承知しているが、より分かりやすい英語としてほしい、また、投資判断に当たっての重要な告示や通達の英訳がないという問題が指摘されています。こういう点も含めまして、本会議の取組というのは大変重要でありますので、委員の皆様、法務省の皆様の引き続きの御尽力、取組の加速をお願い申し上げたいと思います。

また、2 点目であります。英語化というのは、これは少しこの法令の議論からは離れますが、法令に限らず、課題であるということでもあります。例えば、今、海外からのスタートアップを呼び込んでいくという努力をしているわけですが、その中で法人設立手続きが外国人にとって支障なく行われることが非常に重要であります。今日の会議で議論いただいた機械翻訳であったり A I 翻訳といった取組が、他の会議でも議論されておりますが、法人設立手続のワンストップサービスを英語化していくというような、他の分野にも広がっていくことを私どもは期待をしております。

この法令の英語化につきましては、歴代の経済財政政策担当大臣、西村前大臣、そして山際現大臣の非常に関心の高い分野でもありますし、また、委員から御発言のあったとおり、先ほど申し上げた目的以上に、地政学的な文脈も含めた国際競争力の観点からも非常に重要な取組であると認識しておりますので、内閣府といたしましても法務省としっかり連携をしながら取組を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上であります。

○**柏木座長** どうもありがとうございました。

最後に、関係省庁連絡会議の議長であります法務省の竹内司法法制部長から一言いただきたいと思えます。

○**竹内司法法制部長** 司法法制部長、竹内でございます。

本日は御多忙の中、御出席いただきまして、また、法令外国語訳について貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。いただきました御意見は、今後開催予定の関係省庁連絡会議において速やかに報告をさせていただく予定としております。

社会のグローバル化、ボーダレス化に伴い、日本法令の外国語訳整備の必要性はますます高まっております。今後ともこれを加速化し、高品質な英訳法令を迅速に公開できるよう取り組んでまいります。

柏木座長を始め各構成員の皆様方の御尽力、御協力につきまして、改めて感謝を申し上げます。本日はありがとうございました。

○**柏木座長** それでは、本日はこれをもって閉会といたします。

御協力ありがとうございました。

以上